

制度としての地方公営企業 —地域志向と環境配慮の視点から

2019年8月26日, 京都大学

宇野二郎(横浜市立大学)

unoj@yokohama-cu.ac.jp

地方公営企業法の概要

表1 地方公営企業法の概要(昭和27年度、昭和41年度改正、現在)

制定当初(昭和27年)		現行(平成26年)		
章名	主な条文	章名	主な条文	改正のポイント(昭和41年、等)
第1章 総則	目的(1条) 適用範囲(2条) 経営の基本原則(3条) 経営の基本計画(4条)	第1章 総則	目的(1条) 適用範囲(2条) 経営の基本原則(3条) 地方公営企業の設置(4条) 国の配慮(5条の2)	*適用範囲の拡大 *設置条例の義務化(基本計画を包摂) *許認可等における適切な措置の配慮(新設)
第2章 組織	管理者の設置(7条) 管理者の地位及び権限(8条) 管理者の担任する事務(9条) 企業管理規程(10条) 転職の制限(12条) 管理者と地方公共団体の長との関係(16条)	第2章 組織	管理者の設置(7条) 管理者の選任及び身分取扱(7条の2) 管理者の地位及び権限(8条) 管理者の担任する事務(9条) 企業管理規程(10条)	*権限の強化 *権限の強化 *一部修正(予算原案作成、議案作成の追加) *削除 *修正(長の管理者に対する一般的指揮監督権の排除)
第3章 財務	特別会計(17条) 一般会計又は他の特別会計からの繰入金(18条) 計理の方法(20条) 料金(21条) 企業債(22条) 償還期限を定めない企業債(23条) 予算(24条) 財政計画に関する書類(25条)	第3章 財務	管理者と地方公共団体の長との関係(16条) 特別会計(17条) 経費の負担の原則(17条の2) 補助(17条の3) 出資(18条) 長期貸付(18条の2) 計理の方法(20条) 料金(21条) 企業債(22条) 企業債についての配慮(22条の2) 償還期限を定めない企業債(23条) 予算(24条) 予算に関する説明書(25条)	*17条の2の追加に伴う修正(完全独立採算制の廃止) *追加(経費負担区分を前提とした独立採算制) *追加(災害復旧等特別の理由がある場合の補助) *全面改正 *追加 *一部修正 *一部修正(資金収支均衡から総括原価方式へ) *国の配慮(国会修正) *一部修正 *一部修正
第4章 職員の身分取扱	企業職員の労働関係の特例(36条) 給与(38条) 地方公務員法の適用除外(39条)	第4章 職員の身分取扱	企業職員の労働関係の特例(36条) 給与(38条) 地方公務員法の適用除外(39条)	*一部修正(給与の決定原則の追加)
		第5章 一部事務組合及び広域連合に関する特例	組織に関する特例(39条の2) 財務に関する特例(39条の3)	*S36新設・S41修正(企業団制度の創設) *S36新設・S41修正(企業団制度の創設)
第5章 雑則	業務の状況の公表(40条) 国と地方公営企業を営営する地方公共団体等との関係(41条)	第6章 雑則	地方自治法の適用除外(40条) 業務の状況の公表(40条の2) 助言等(40条の3) 国と地方公営企業を営営する地方公共団体等との関係(41条) 地方公共企業体(42条)	*新設(間接経営方式、但し法は未制定)

起点としての水道事業の「市町村公営原則」

- 水道条例制定(1890年)に先立ち市制町村制が制定(1888年)されていたことで「市町村」公営が制度化され、単独の市町村営の水道事業が発展した。これは後に緩和され、県営、組合営、私営の水道事業が誕生することとなったが、私営水道事業は地方団体に買収された(例えば、東京市による「玉川水道(株)」等の買収)
⇒この制度の下で発展した大都市水道のあり方／での必要が、戦後の地方公営企業法制定に一定の影響を与えた。
- なお、地方公営企業法制定後に制定された水道法でも市町村営が原則であることが確認され、さらに、昭和52年の水道法改正で広域的整備計画の導入に伴い、その原則は明確にされた。

表2 「市町村公営原則」の形成

事項	条文／条文案
明治20(1887)年 「水道敷設ノ目的ヲ一定スルノ件」(閣議未決)	地方庁による水道布設を原則としながらも、普及促進のため私企業による布設も認める。
明治21(1888)年 衛生局「水道条例案」	第2条「水道ハ市町村ニ於テ其ノ公費ヲ以テ之ヲ布設スベキモノトス」
明治22(1889)年 法制局「水道衛生条例案」	第2条「水道ハ市町村ニ限り其ノ公費ヲ以テ之ヲ布設スベキモノトス」
明治23(1890)年 水道条例	第2条「水道ハ市町村其公費ヲ以テスルニ非ザレバ之ヲ布設スルコトヲ得ズ」
明治44(1911)年 第1次改正水道条例	第2条但書「但し土地開発ノ爲メ町村内ニ水道ヲ敷設スル必要アル場合ニ限り、当該町村其資力ニ堪ヘザルトキハ元資償却ヲ目的トスル市町村以外ノ企業者ニ之ヲ許可スルコトアルヘシ」
大正2(1913)年 第2次改正水道条例	第2条但書「但し当該市町村ニ於テ其資力ニ堪ヘザルトキハ市町村以外ノ企業者ニ之ヲ許可スルコトアルヘシ」
昭和23(1948)年 水道協会「水道事業法案」	第6条「 <u>水道事業は地方公共団体でなければこれを営むことができない</u> 。但し主務大臣が特別の必要があると認めるときは政令の定めるところに従つて地方公共団体以外ノ者に事業経営を特許することができる。」
昭和24(1949)年 厚生省「水道法案」	第3条「 <u>水道事業は、地方公共団体でなければこれを経営することができない</u> 。但し主務大臣が公衆衛生その他公共の福祉のために必要があると認めるときは、地方公共団体以外ノ者に水道事業を経営することを特許することができる。都道府県が、水道事業を経営する場合は、給水区域を管轄する市町村の同意が必要である。／地方公共団体以外ノ者が、水道事業を経営する場合は給水区域を管轄する市町村及び都道府県の同意が必要である。」
昭和25(1950)年 建設省「水道法案」	第5条「地方公共団体が水道事業を営もうとするときは、省令の定めるところにより、左に掲げる書類を添付した申請書を、都道府県知事を経て建設大臣に提出し、その認可を受けなければならない。(後略)／2 公共福祉のため必要がある場合においては地方公共団体以外ノ者は、建設大臣の認可を得て水道事業を営むことができる。」
昭和25(1950)年 水道協会『水道条例改正方建議書』	「3. 経営主体については、概ね先の建議の通り <u>公共団体営を原則</u> とすることが妥当と考えられるが、「 <u>公共企業体営</u> 」とすることもなし得る道を開いておかれたい。」
昭和32(1957)年 水道法	第6条「水道事業を営もうとする者は、厚生大臣の認可を受けなければならない。／2 市町村以外ノ者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得なければ、前項の認可を受けることができない。」
昭和52(1977)年 改正水道法	第6条「水道事業を営もうとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。 2 <u>水道事業は、原則として市町村が経営するものとし、市町村以外ノ者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を営むことができるものとする。</u> 」

水道の建設と拡張

- 横浜市(神奈川県)による日本初の近代水道の建設後、大都市を中心に、水道事業が創設された。
- 東京市(後に東京都)の水道事業は、1898年に供用開始した後、急速に普及し、大正期には80%近い普及率となっていた。
- 東京市の人口増加もあり、近代水道創設後の相次ぐ増強にもかかわらず、配水量の増加に追いつけていなかった。なお、昭和15年夏の渇水時には大規模な給水制限を実施せざるを得なくなった。

図1 水道普及率の推移(全国・東京都)

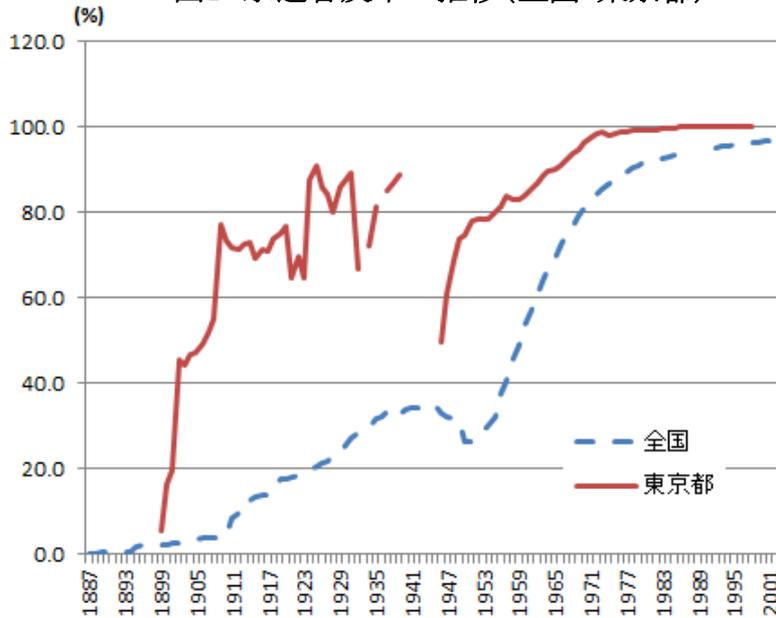


表3 給水能力増強の推移(戦前・戦中期)

拡張事業等	増強年度	給水能力(累計) (万m ³ /日)	配水量	
			一日最大 (万m ³ /日)	一日平均 (万m ³ /日)
創設水道	明治31年	17.0	3.3	1.1 ^(注1)
淀橋浄水場施設増強	明治43年	24.0	22.8	15.6
第一次水道拡張事業第1期工事	大正12年	38.0	36.5	28.9
水道復興促成工事	昭和3年	42.0	45.9	38.2
第一次水道拡張事業第2期工事/市域拡張	昭和7年	66.2	66.5	51.2
玉川水道買収	昭和9年	76.6	89.8	71.0
江戸川水道拡張	昭和10年	85.6	108.3	83.9
矢口水道買収	昭和11年	85.9	118.1	91.9
応急拡張	昭和16年	93.2	126.9	107.3
応急拡張	昭和17年	100.5	140.4	140.4
日本水道買収	昭和20年	101.9	121.9	107.7

注1: 明治32年度の数値である。

出典: 東京都水道局『東京近代水道百年史資料・年表』28-30頁に基づき作成。

専門官僚制の確立

- 組織分化の進行⇒1894(明治27)年、水道改良事務所(2掛→3掛)開設後、1898(明治31)年の市制特例廃止に伴い水道部となる。1924(大正13)年に局制施行し水道局(4課1事務所)。1941(昭和16)年には、7課2事務所に分化した。
- 創設期は、外国人技師、内務省技師・帝大教授が担った(バルトン[1856-1899, 創設水道の当初設計], 古市公威[1854-1934, 初代東京市水道改良事務所所長], 中島鋭治[1858-1925, 水道改良工事設計修正・第一水道拡張設計])。
- 明治末期頃から大正期にかけて東京市採用の技師が増加し始め、昭和初期から10年代にかけて技師が急増した。
- 初代水道局長・小川織三以降、戦前・戦中の水道局長の人事では、帝国大学を卒業し、土木分野でキャリアを積んだ技師が中心であった。なお、この時期、大卒技師は複数都市を渡り歩いていた(小野芳郎(2010)「京都帝国大学土木工学科出身の都市計画系技術吏員」『土木史研究講演集』30)。

表4 東京市(東京都)水道局の職種別職員数の推移

年度	吏員		その他		合計
	事務系(主事)	技術系(技師)	雇員	傭員	
明治 35	93 (22.7)	18 (4.4)	136 (33.2)	163 (39.8)	410 (100.0)
昭和 1	219 (11.2)	134 (6.9)	314 (16.1)	1,283 (65.8)	1,950 (100.0)
5	216 (12.5)	164 (9.5)	269 (15.6)	1,076 (62.4)	1,725 (100.0)
10	275 (7.6)	234 (6.5)	1,177 (32.7)	1,917 (53.2)	3,603 (100.0)
15	429 (9.6)	320 (7.1)	1,239 (27.6)	2,499 (55.7)	4,487 (100.0)
20	308 (12.3)	317 (12.7)	837 (33.5)	1,039 (41.5)	2,501 (100.0)
倍率(明治35年度=1.0)					
明治 35	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
昭和 1	2.4	7.4	2.3	7.9	4.8
5	2.3	9.1	2.0	6.6	4.2
10	3.0	13.0	8.7	11.8	8.8
15	4.6	17.8	9.1	15.3	10.9
20	3.3	17.6	6.2	6.4	6.1

表5 東京市水道局長のプロフィール

氏名	水道局長在任期間	主要経歴	職種	教育(卒業年)
小川織三	大正14.6.16～昭和5.4.2	東京市水道課長	技師	第三高等学校工学部(明治32年)
原全路	昭和5.4.2～昭和12.10.17	大阪市、広島市、京都市水道課長、東京市水道拡張事務所、東京市土木局下水課長	技師	京都帝国大学土木工学科(明治37年)
高橋甚也	昭和12.10.17～昭和14.6.20	台湾総督府、東京市土木局下水道課、東京市土木局技師長	技師	京都帝国大学土木工学科(明治45年)
高木敏雄	昭和14.6.20～昭和17.5.14	福岡市、東京市下水課、東京市土木局河川課、東京市下水課長	技師	九州帝国大学工科大学土木工学科(大正4年)
今井哲	昭和17.5.14～昭和17.9.3	東京市土木局長	技師	不明
小野基樹	昭和17.9.3～昭和18.6.30	東京市臨時水道拡張課、函館市水道局拡張課長、東京市小河内貯水池建設事務所長	技師	京都帝国大学土木工学科(明治43年)

注:職員数は、各年度3月31日現在(下水課職員を除く)。

〔出典〕『東京都水道史』513頁に基づき作成。

〔出典〕各種文献に基づき作成。

東京都水道局の第二水道拡張事業

- 第二水道拡張事業は、完成まで約25年間の長期間を要し、その後に大きな影響を残した。
- 計画策定・決定(1926-32)、下流利水・土地買収問題(1932-1943年)、工事再開と竣工(1947-1957年)の三期に区分しうる。
- 第二水道拡張事業は、旧河川法が障害となり都域を超えた水源獲得が挫折したことで、当時の技術水準では挑戦的でさえあった小河地貯水池築造(当時、世界で第二位の高さ)により、都内を流れる多摩川を使い尽くす内容になった。
- 下流利水者(二カ領用水組合)の異議申立てと用地買収・補償問題の解決にも時間を要した。特に用地問題は「日陰の村」として小説化(1937年)され、また、新聞・雑誌や国会でも取り上げられた。
- 戦争による中断、戦後の再開を経て、1957年に竣工したが、水不足は継続した。

表6 第二水道拡張事業史(年表)

	主要な出来事
	第1期 計画策定・決定
1926年	3月、 <u>東京市会、「将来大東京実現ノ場合ヲ予想シ本市上水道事業上百年ノ長計ヲ樹テラレタシ」と可決</u> 8月、利根川水源調査開始 9月、 <u>東京市会、「将来ノ水道拡張ノ水源ハ利根川ニ求メラレタシ」との建議を可決</u>
1927年	10月、 <u>東京市臨時水道拡張調査会</u> が設置される。
1930年	4月、 <u>原全路</u> が水道局長に就任。
1932年	1月、 <u>臨時水道拡張調査会第8回総会</u> で「第二水道拡張計画案審議ノ上答申ノ件」決定、その後、東京市会に上程。 7月、 <u>東京市会で第二水道拡張計画が原案通り可決。</u> 8月、水道条例、都市計画法、河川法による申請、起債認可申請。

(次スライドに続く)

主要な出来事	
第2期 下流水利問題・土地買収問題	
1933年	5月、東京市水道事業常設委員会条例の決議。 10月、東京府知事から神奈川県知事宛てに照会(「貯水池築造ノ爲工事施工ノ件」)。
1934年	6月、「多摩川下流ノ水利上ノ係争」について神奈川県知事邸で懇談
1935年	6月、多摩川下流水利問題、東京市と神奈川県との交渉不調に終わる。
1936年	2月、内務省裁定案の手交(東京府・神奈川県知事) 東京・神奈川県両知事が 申合書 に調印。 3月、神奈川県知事から東京府知事に回答あり。 内務大臣から河川法による認可(内務省8土第31号) 7月、 第二水道拡張事業認可 (内務省東衛第1132号)、起債認可(内務省東地第52号) 小河内貯水池建設事務所開設、 小野基樹 が所長に就任。 8月、 万国堰堤会議 出席・工所用機械類調査のため小野基樹が米国出張。
1937年	3月、第1回 土地買収 の件、市参事会において可決。土地買収に関し府市協議会開催。 10月、東京府地方課長、小河内村長・村会議員が協議会開催。 10月、水道事業常設委員会において 小河内貯水池の水量問題 に関して決着。
1938年	3月、小河内問題について衆議院に質問趣意書が提出される。 6月、小河内村 土地買収・補償問題の妥結 。
1943年	10月、小河内貯水池 工事一時中止 。
第3期 工事再開と竣工	
1947年	5月、東京都が東京市政調査会に「 第二水道拡張事業特に小河内貯水池建設事業は如何に措置すべきか 」について調査を委託。
1948年	4月、都議会、 事業再開 を議決。 9月、事業再開、小河内貯水池建設事務所設置。
1952年	10月、 地方公営企業法施行 。
1957年	9月、貯水開始。 11月、 小河内ダム竣工式 。
1959年	3月、小河内貯水池築造工事完了、小河内貯水池建設事務所を廃止し管理事務所を設置。 5月、 満水 となる。
1961年	10月、渇水のため給水制限。
1962年	11月、 第1次利根川水系拡張事業計画認可 。
1964年	7月、 多摩川水系が大渇水 (7月～10月) 8月、貯水量が0.46%と過去最低となる。 8月、 荒川暫定取水開始 (原水連絡管・朝霞水路の通水開始)
1965年	12月、貯水以来2回目の 満水 。

[出典]『第二水道拡張事業誌[前編]』、『小河地ダム竣工50年の歩み』を基に作成。

東京都水道局の第二水道拡張事業

- 市会・水道局が主導した。それに対して、正面から反対するスタンスをとるアクターはなかったが、市会の一部には、事業の経済性や技術的な安全性を問題視する声もあった。また、事業により影響を受ける社会アクター(下流住民や貯水池予定地の住民)は補償を求めるスタンスをとった。
- 水道局は技術に解決を求めるスタンスをとり、経済性向上よりも安定給水を政策目標として重視した。

表7 第二水道拡張事業を巡る各アクターのスタンス

アクター	対 応
市 会	<p>1926年に市会は、(1)「百年ノ長計」と超長期を視野に入れて水源開発を行うべきこと、さらに、(2)その水源は利根川に求めるべきことについて全会一致で決議した。これにより新たな水源開発の動きが開始されるなど、第二水道拡張計画の推進に積極的なスタンスを示していた。</p> <p>1937年頃、小河内貯水池が不経済であることや、堰堤の高さが高すぎ危険であることの原因から反対運動を展開した議員もあったが、市会全体の意見とはならず、事業は継続された。</p>
市 長	<p>この時期の東京市長の在任期間は短く(1年～2年程度)、総じて、際立ったイニシアティブを発揮しうる政治的基盤が整っていたとは考えづらい。</p>
社会アクター	<p>1932年、第二水道拡張計画が市会で可決され、河川法に基づく認可申請が行われると、下流に位置した二カ領用水組合(及び神奈川県庁)から異議が出された。もっともその異議は、東京市民の共通の利益を否定する内容ではなく、十分な補償を求めるものであった。</p> <p>ダム候補地が立地する小河内村の村民は貯水池築造を打診された段階では協力的であったが、事業が迅速に進捗せず、また提示された補償額が少額であったことから反対運動を起こした。ただし「市民共通の利益」を正面から否定することはせず、彼らの個別利益の補償を求めるスタンスを取った。</p>
水道局	<p>第二水道拡張計画の調査と策定に深く関わり、その過程において、河川法の制約(都域を超えた水源開発の困難さ)を受け入れながら、技術によってその難局を克服しようとするスタンスをとった。</p> <p>1937年頃、水道局内で小河内貯水池による水量増加について疑義が出され、常設委員会においても議論が行われたが、責任者であった小野基樹は、経済性よりも安定給水、すなわち、彼がみる「市民共通の利益」の実現に重きを置いていた。</p> <p>事業期間を通じて、他県知事との水源開発に関する交渉の失敗、二カ領用水問題による遅延、小河内村の補償問題による遅延、第二次世界大戦による工事中断、等により、想定外に時間がかかった。このため、長期的視野に立つことの重要性が強く認識されるようになった。</p>

[出典]独自作成。

東京都水道局の第二水道拡張事業

表8 東京市水道局の専門官僚の発言

特性	発 言	
技術志向	水源に関する他県知事との交渉に関する発言	「交渉の當時は多摩川の利用は未だ実際は半分程にも達して居なかつたのであり、必ずしも交渉の相手方はこの点を何處でも問題にして <u>自分の府の中で水源に餘裕があるのに他所に手を出すといふことは逆出来ない相談だといふやうなことで段々と追詰められまして利根川も江戸川もいけない、相模川もいけない、さういふやうなことでうまく行かず結局取つて置き多摩川を水源とする小河内貯水池計画が最後案として採用せられるに至つた次第なのであります。</u> 」
	万国堰堤会議についての小野基樹の発言	「今東京市では斯ういふ大きな堰堤の工事を準備中であるといふことを申しましたところが其處に會合して居る世界各國からの多くの人が、(中略)日本人だけで果たしてそんな大きな堰堤が出来るだらうかといふやうな質問を受けたことがあります。(中略)我々日本人は <u>如何なる困難をも征服して立派にやり遂げて見せるといふことを世界各國の技術家の集りの席上ではつきり申しましたのであります。</u> 」
	戦後の小河内の現場に関する田中文次(元水道局長)の発言	建設現場には、当時の日本では経験したことのないような「大きな工事をやるんだというそういう気持ちが職員の皆さんにみなぎって」て、日本では未知の領域の大工事のために外国の専門文献を読み議論をすることで技術を確立していった。
安定給水志向	東京都常設水道委員会における、小河内貯水池の経済性に関する小野基樹の発言	「私は小河内貯水池問題よりも是れから先の給水を不安ならしめないためには経済問題を超越しても遂行しなければならぬと思つて居ります。私の計画が <u>不経済であっても給水の欠乏よりは凌がねばならない</u> と考えて居ります。縦令之に依つて得る給水量は少なくとも僅かでも具体化すると云う点に最後の結論を有して居ります。」
	東京都常設水道委員会における、小河内貯水池の経済性に関する原全路の発言	「建設事務所長が経済問題は兎も角市民の爲に必要であるから小河内は此の點からやらねばならぬと云ふ意見でありましたが技術者としては成程さうであります <u>が私局長としては経済的方法で市民に必要な水の供給をやりたい</u> と考へて居るのであります。先程も申し上げました様に小河内を執行しなければ現在の施設では給水量は年々約十萬噸増加して居るので <u>将来供給不足するので續行することが市民のため又市の利益である</u> と考へて之に當つて居るのであります」
	小川織三が戦後の座談会でした発言	「 <u>水量を豊富にしてどんな場合にも市民に不便を与えないよう施設を完備したかった。</u> とくに、日本には天災が多いから、事故が発生したら早く修理できるよう、鉄管が破裂したら他から水を廻せるようにしたかった」

東京都水道局の第二水道拡張事業

- すでに第二次水道拡張事業においても建設費の財源を起債に求め、水道料金をその償還に充てる予定であり「起債⇒料金による償還」という財政運営が行われていた。

表9 市会議案第75号(昭和7年7月13日議決)に伴う昭和7年度～同26年度水道経済収支概計

年次	年度	収 入									支 出										収支 残金		
		使用料・ 手数料	財産収 入その 他	既定継 続費に 対する 収入	積立金 処分繰 入	財産売 却代	市 債			合計	經常費	普通臨 時費	既定継 続費	既定公債 償還費	第2水道拡張費		淀橋浄 水場移 転並整 地費分	市債償還費				合計	
							第1期拡 張分	第2期拡 張分	淀橋浄 水場移 転並整 地費分						第1期	第2期		第1期拡 張分	第2期拡 張分	淀橋浄 水場移 転並整 地費分			
1	昭和	7	7,950	409	3,532	66	0	2,000	0	0	13,957	2,173	236	3,634	5,848	2,000	0	0	66	0	0	13,957	0
2		8	8,263	332	850	275	0	5,000	0	0	14,720	2,226	220	850	6,128	5,000	0	0	296	0	0	14,720	0
3		9	8,629	332	0	300	0	6,000	0	0	15,261	2,238	220	0	6,150	6,000	0	0	653	0	0	15,261	0
4		10	8,982	332	0	99	281	6,000	0	0	15,694	2,268	220	0	6,155	6,000	0	0	1,041	0	0	15,684	10
5		11	9,332	332	0	313	281	6,000	0	0	16,258	2,286	220	0	6,323	6,000	0	0	1,429	0	0	16,258	0
6		12	9,571	332	0	379	281	2,900	0	0	13,463	2,225	200	0	6,397	2,900	0	0	1,741	0	0	13,463	0
7		13	9,792	332	0	486	281	2,900	0	0	13,791	2,254	200	0	6,443	2,900	0	0	1,994	0	0	13,791	0
8		14	10,000	332	0	554	281	2,900	0	1,000	15,067	2,282	200	0	6,391	2,900	0	1,000	2,262	0	32	15,067	0
9		15	10,212	332	0	46	1,000	2,900	0	1,000	15,490	2,311	200	0	6,453	2,900	0	1,000	2,529	0	97	15,490	0
10		16	10,388	332	0	0	1,300	2,900	0	1,000	15,920	2,341	200	0	6,489	2,900	0	1,000	2,797	0	161	15,888	32
11		17	10,575	332	0	0	1,300	0	1,000	0	13,207	2,370	200	0	6,436	0	1,000	0	2,926	32	194	13,158	49
12		18	10,736	332	0	0	1,400	0	1,000	0	13,468	2,400	200	0	6,524	0	1,000	0	2,964	97	194	13,379	89
13		19	10,909	332	0	0	1,400	0	900	0	13,541	2,432	200	0	6,511	0	900	0	3,002	158	239	13,442	99
14		20	11,042	332	0	0	1,500	0	900	0	13,774	2,461	200	0	6,540	0	900	0	3,041	216	284	13,642	132
15		21	11,178	332	0	0	1,453	0	900	0	13,863	2,493	200	0	6,519	0	900	0	3,078	274	329	13,793	70
16		22	11,303	332	0	1,114	0	0	900	0	13,649	2,525	200	0	6,471	0	900	0	3,080	377	329	13,882	-233
17		23	11,433	332	0	0	0	0	900	0	12,665	2,556	200	0	5,200	0	900	0	3,078	480	329	12,743	-78
18		24	11,515	332	0	0	0	0	0	0	11,847	2,588	200	0	3,342	0	900	0	3,078	550	329	10,987	860
19		25	11,611	332	0	0	0	0	0	0	11,943	2,621	200	0	3,279	0	900	0	3,077	591	329	10,997	946
20		26	11,690	332	0	0	0	0	0	0	12,022	2,654	200	0	3,006	0	900	0	3,079	631	329	10,799	1,223
計			205,111	6,717	4,382	3,632	10,758	39,500	6,500	3,000	279,600	47,704	4,116	4,484	116,605	39,500	9,200	3,000	45,211	3,406	3,175	276,401	3,199

備考 昭和22,23年度歳入不足311,000円は一時借入金にて経理し昭和24年度に於いて償還するものとす。

注1: 既定継続費に対する収入として、既定計画に属する拡張費・水道鉄管移転並び増設費・導水路改築費に対する支弁財源として収入する水道準備積立金・市債及び借入金・失業救済に関する国庫補助金が計上

注2: 財産売却代として、不用となる淀橋浄水場敷地の一部の売却代金が計上されている。

注3: 拡張第1期施工費395,000千円、第2期施工費のうち6,500千円は市債に、残工費2,700円は一般事業収入によることとして計上されている。

注4: 市債償還財源は、計上収支残金・土地売却代・水道準備積立金処分繰入である。

地方公営企業法の制定過程と直営方式の理念

- 地方自治法第二次改正(1948年)⇒自治体の事務(旧第2条)として「企業の経営」を例示
- 地方財政法(1948年)⇒原則非募債主義(第5条)と公営企業費の適債化(第5条但書)、特別会計化と独立採算制(第6条)
- ⇒住民サービス充実と地方自治の発達促進
 - 「地方公共団体は、ひろく地方住民の利害に関係する公共の事務を分担し、地方住民の複利の増進を図っていく団体である。(中略)地方公共団体の活動が、住民の日々の生活に直結するようになれば、その活動の良否が住民の生活の利害に深い関係を及ぼすこととなるだけに、住民はおのずから、地方公共団体の活動に深い関心を抱くようになる。そこからまた、地方公共団体は真実に住民の意志を反映して活動するようになるであろうし、住民の参加による自治活動が一段と活発なものになって行くことであろう。(中略)地方公共団体が、住民全体の利害に関係する企業は、進んでこれを自らの企業として経営することは、地方公共団体本来の使命に合致するのみならず、そのことはやがて、地方公共団体と地方住民との直結を促進し政治の民主化を基礎づけることになるであろう。(中略)地方財政法は、こうした意図の下に、公営企業の発展を期待して、公営企業の経費に要する財源については、他の財源の有無に拘わらず地方債に財源を求めることができるものとしたのである。」(奥野誠亮・柴田護.1949『地方財政法講話』)

地方公営企業法の制定過程と直営方式の理念

- 地方公務員法(1950年)⇒労働省との対立と棚上げ(公共企業体のような組織分化は意図せず)
 - 「しかし、地方公共団体が公企業を営むことは国の場合と異なりその本来的な任務であり、その故に当該地方公共団体とは別個の独立した組織体を作るとは不相当であり、従って当該公企業に従事する職員も地方公務員の身分をもたせなければならないということは縷々指摘せられてきており、地方公務員法案も亦この線に沿って立案されている」(宮澤弘.1949「地方公務員法案の構想をめぐる若干の問題」『都市連盟』第2巻第5号)
- 資金調達問題と東京都水道局からの発案(1949年頃)→地方公営企業法(1952年)
 - 「地方公営企業は、本質的にも且つ形式的にもあくまで地方団体の行う企業であるから、その法律上の人格を分かつことは適当ではない。何者、若し仮にそのようなこととなった場合、地方住民の福祉の増進を主要任務とする地方団体の性格は完全に分裂し、地方団体の行政の統一的な運営に著しい支障を生ぜしめるに至るであろうからである(柴田護・鈴木博 1951『地方自治と公営企業』)
- 地方公営企業制度の中核→地方自治促進のための市町村公営水道
 - 独立採算制⇒地方債での資金調達と料金収入による(減価償却費を介した)償還→自償性に基づく事業方式
 - 直営主義⇒地方自治体との一体性の維持→自治体の本質的任務としての公共サービス
 - 公営企業制度を通じた「地方自治の論理」の形成⇒「水道事業発展のための市町村公営」から「地方自治発展のための市町村公営水道」へ

第二次世界大戦後の大都市水道事業の状況

- 第二次世界大戦後に、地方公営企業の制度の下で、水道事業はどのように発展したのか？
- 1950年頃には、東京都は、他の大都市と比較して、給水能力不足、水圧不足、高漏水率であった。
- 他都市でも水道システムの質は向上したが、とりわけ東京都では質が向上した。現在では世界最高水準の水道システム(例:漏水率)⇒IWA(国際水協会)プロジェクトイノベーションアワード2012東アジア地域他大賞受賞。
- 国内の他の大都市と比較しても、水道システムの頑健さは最高水準にある。

表10 昭和50年の大都市水道の状況

	東京都	横浜市	名古屋市	京都市	大阪市	神戸市
総人口人	5,515,275	927,484	927,484	954,779	1,840,486	620,000
給水人口人	4,425,175	927,484	954,779	1,050,000	1,737,770	620,000
普及率%	80.2	82.0	63.0	74.0	94.4	92.0
一日給水能力 (A) m ³	1,079,929	416,000	285,000	232,100	862,000	220,000
一日平均給水量 (B) m ³	1,344,302	310,000	285,498	254,602	755,339	210,000
B/A	1.2	0.8	1.0	1.1	0.9	1.0
水圧封度	12.0	28.0	28.0	40.0	27.0	21.0
漏水率%	30.0	35.0	45.0	30.0	35.0	41.0
一人一日給水量 m ³	212	265	261	238	283	217

表11 海外諸都市の漏水率

都市名	漏水率
東京	3.1
ベルリン	5.0
モスクワ	9.9
マドリッド	10.5
カイロ	20.0
トリノ	25.0
イスタンブール	25.2
香港	26.0
ロンドン	26.5
メキイコシティ	35.0

[出典]『水の安全保障研究会最終報告』(2007年)に基づき作成。

表12 国内大都市の主要指標(平成22年度)

項目	指標	東京	横浜	名古屋	京都	大阪	神戸	算式
基礎情報	事業開始年	M.23. 7. 5	M.17.11.27	M.41. 2.19	M.41. 2.10	M.23.10. 3	M.29. 4. 1	
	普及率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	99.8	
	現在給水人口(千人)	12,837	3,704	2,388	1,458	2,657	1,539	
	年間総配水量(千m ³)	1,569,336	435,117	290,745	176,339	393,925	196,510	
	職員数(人)	3,717	1,597	1,350	773	1,800	772	
ネットワーク	配水管延長密度(km/km ²)	21.2	20.9	15.7	21.1	22.9	16.8	配水管延長/給水区域面積
	水道メーター密度(個/km)	264.2	198.0	96.9	136.0	116.0	175.0	水道メーター数/配水管延長
	経年管管路率(%)	4.0	10.0	9.8	11.7	32.8	11.2	法定耐用年数を超えた管路延長/管路総延長×100
	漏水率(%)	2.7	5.4	2.7	7.9	6.1	4.8	年間漏水量/年間配水量×100
	給水件数当たり漏水量(m ³ /年/件)	6.1	13.4	9.1	32.1	28.0	12.4	年間漏水量/給水件数
	給水圧不適正率(%)	1.0	0.4	0.3	0.0	0.0	8.8	適正な範囲になかった圧力測定箇所・日数/(圧力測定箇所総数×年間日数)×100
	浄水場事故割合(10年間の件数/箇所)	0.3	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	10年間の浄水場停止事故件数/浄水場総数
	管路事故割合(件/100km)	2.7	13.0	4.1	11.0	5.2	5.6	管路の事故件数/管路総延長×100
給水管事故割合(件/1,000件)	1.9	10.3	1.4	15.4	2.7	4.7	給水管の事故件数/給水件数×1,000	
安全	水質基準不適合率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	水質基準不適合回数/全検査回数×100
	水源水質事故数(件)	2.0	39.0	0.0	5.0	1.0	0.0	年間の水源地水質事故件数
	管路耐震化率(%)	27.4	15.9	32.4	8.0	19.0	33.0	耐震管延長/管路総延長×100
	断水・濁水時間(時間)	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	-	(断水・濁水時間×断水・濁水区域給水人口)/給水人口
財政	経常収支比率(%)	119.6	110.7	100.9	104.6	112.9	101.9	経常収益/経常費用×100
	供給単価(円/m ³)	196.5	175.7	164.6	154.2	162.4	174.0	給水収益/有収水量
	給水原価(円/m ³)	184.1	178.1	174.6	158.7	151.1	185.9	(経常費用-(受託工事費+材料及び不用品売却原価+附帯事業費))/有収水量
	繰入金比率(収益的収支)(%)	0.4	1.1	0.5	0.3	0.1	0.6	損益勘定繰入金/収益的収入×100
	繰入金比率(資本的収支)(%)	7.5	8.0	3.0	3.2	0.0	1.3	資本勘定繰入金/資本的収入×100
	自己資本比率(%)	76.7	64.6	60.5	42.8	46.1	83.9	(自己資本金+剰余金)/負債・資本合計×100
	企業債償還元金対減価償却比率(%)	58.8	92.7	82.9	84.3	90.5	33.7	企業債償還元金/当年度減価償却費×100
環境	配水量1m ³ 当たり電力消費量(kWh/m ³)	0.5	0.3	0.3	0.3	0.5	0.4	全施設の電量使用量/年間配水量
	再生可能エネルギー利用率(%)	1.5	0.9	0.3	0.1	1.1	1.2	再生可能エネルギー設備の電力使用量/全施設の電力使用量×100
	配水量1m ³ あたり二酸化炭素排出量(g・CO ₂ /m ³)	214.6	151.0	140.0	107.0	139.0	103.0	総二酸化炭素排出量/年間配水量×10 ⁸
継続	管路更新率(%)	1.2	1.2	1.7	0.4	1.2	0.7	更新された管路延長/管路総延長×100
	管路点検率(%)	17.5	25.0	15.2	88.0	23.6	48.7	点検した管路延長/管路総延長×100

水需要の動向

- 一日最大配水量: 大阪市では1970年前後にピークを迎え、その後、継続的に減少傾向にあった。
- 他方、東京都では1970年前後に増加幅は縮小したが増加を続けた。減少傾向が始まったのは、90年代に入ってからである(ピークからの減少幅も大阪市の方が大きい)。

図2 一日最大配水量の推移(1960-2006)

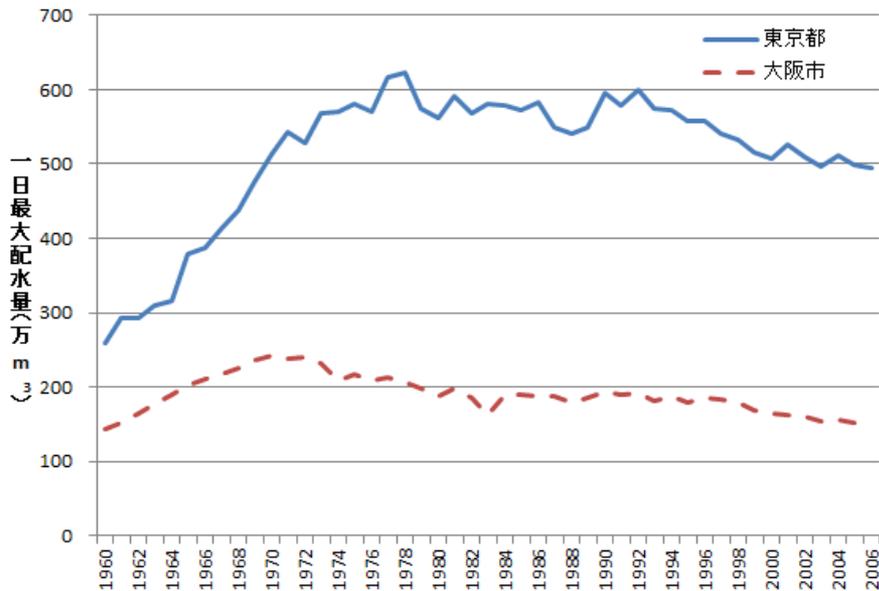
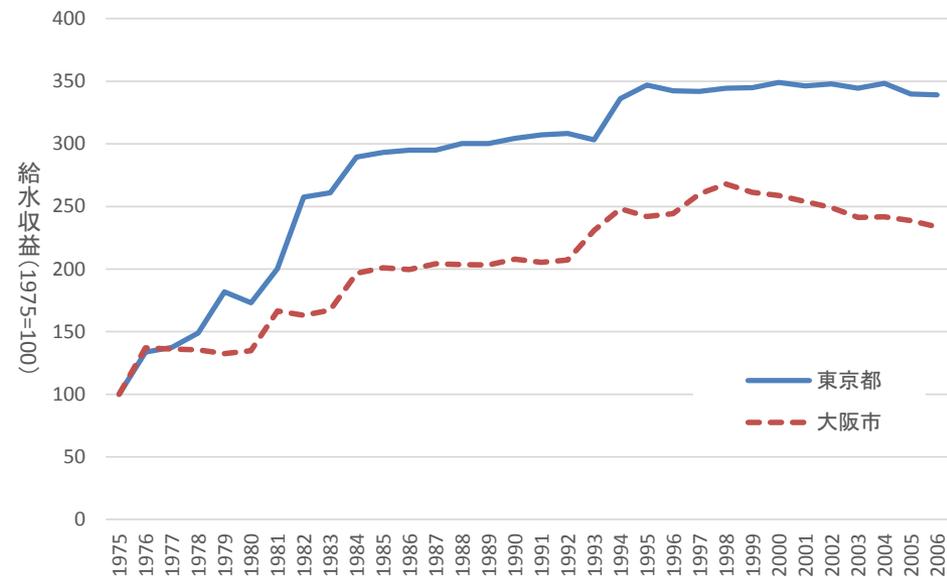


図3 給水収益の推移(1975=100)



【出典】東京都水道局『事業年報』、大阪市水道局『水道局事業年報』により作成。

建設投資政策に関する東京都水道局の対応

- 東京オリンピック(1964年10月)前、最大50%の制限給水に追い込まれ、新聞には「東京サバク」「小河内(ショウガナイ)ダム」「雨待ち行政」「ダムでなくてムダだ」と批判を書き立てられ、(オリンピック後に)総理大臣からは「都に都政なし」と批判された(小林元局長;今井元局長)。都民からの苦情も多く寄せられた(小林元局長)。
- 1964年8月に、原水連絡管と朝霞水路の通水を開始、荒川暫定取水が開始で急場を凌いだ。
- 世論・都民から非難・批判に晒されることで、安定給水を政策目標の第一とする思考習慣は強められた。また、被害の不公平さが非難を強めたことから(小林元局長)、地域的公平も重視されることとなった⇒利根川水系拡張事業の拡大による水源確保と、東西連絡管の整備が計画され、実施された。

表13 東京都水道局における制限給水等

年月	制限給水期間・制限率
1940(昭和15)年 6月	時間給水(6月3日～7月7日)、制限給水(7月7日～8月15日)
1945(昭和20)年 5月	羽村系給水区域に時間給水(5月1日～6月3日)
1947(昭和22)年 5月	羽村系給水区域に時間給水(5月1日～6月3日)
1948(昭和23)年 3月	羽村系給水区域に時間給水(3月10日～3月27日)
1957(昭和32)年 3月	異常渇水により制限給水(3月18日～4月30日)
1957(昭和32)年 5月	異常渇水により制限給水(5月22日～6月10日)
1961(昭和36)年10月	<u>多摩川の渇水により多摩川系の給水区域で制限給水(15%～50%)(1961年10月20日～1965年3月31日)</u>
1972(昭和47)年 6月	利根川系の異常渇水により最大15%の制限給水(6月24日～7月15日)
1973(昭和48)年 8月	利根川系の異常渇水により2年連続最大10%の制限給水(8月20日～9月6日)
1978(昭和53)年 8月	利根川系の異常渇水により最大10%の制限給水(8月11日～10月6日)
1979(昭和54)年 7月	利根川系の異常渇水により10%の制限給水(7月9日～8月18日)
1982(昭和57)年 7月	最大5%(自主節水)の制限給水(7月20日～8月5日)
1987(昭和62)年 7月	最大15%の制限給水(6月22日～8月25日)
1994(平成 6)年 8月	利根川系の異常渇水により最大10%の制限給水(8月3日～8月14日)
1994(平成 6)年 8月	利根川系の異常渇水により最大15%の制限給水(7月29日～9月8日)
1996(平成 8)年 2月	最大給水制限率5%(自主節水)(2月20日～3月27日)
1996(平成 8)年 8月	最大15%の制限給水(8月21日～9月25日)

建設投資の動向

- 東京都は、第4次利根川系拡張事業を終了した1980年代半ばから数年は投資規模を縮小させていたが、90年代を通じて再び1000億円超の建設改良を実施していた(90年代半ばから若干縮小)。
- 給水人口でみる事業規模は東京都が大阪市の約4~5倍であるところ、建設改良費の規模は、東京都が大阪市の6~8倍で推移していた。しかし、1990年代初頭から2000年代半ばには、3~4倍と東京都の大阪市に対する倍率は縮小していた。
- 有効率: 1990年代半ばまでは大阪市の方が良好であった。大阪市の数値が横ばいを続けているのに対して、東京都では継続的に改善してきたため、1990年代半ば以降、東京都の方が良好となっている。

図4 建設改良費の推移(1975-2006)

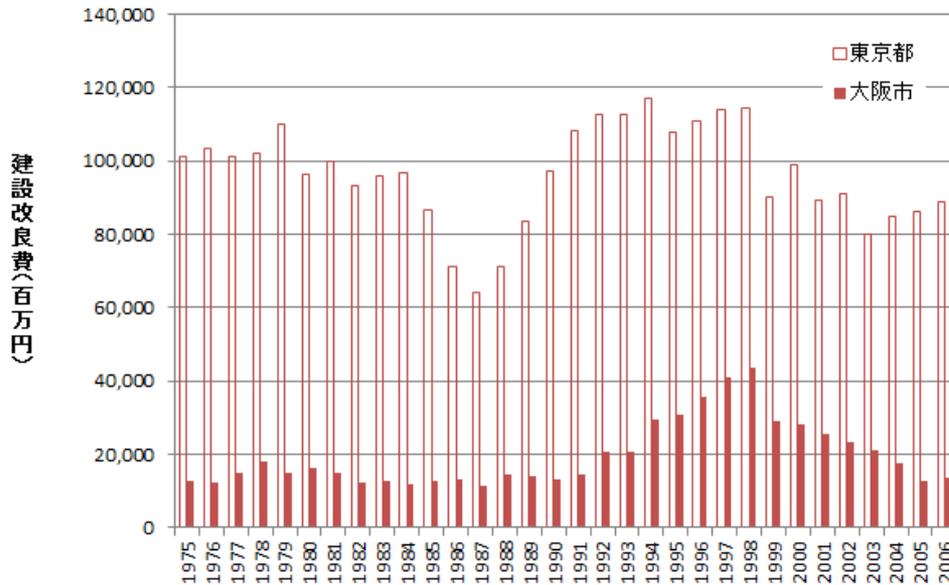
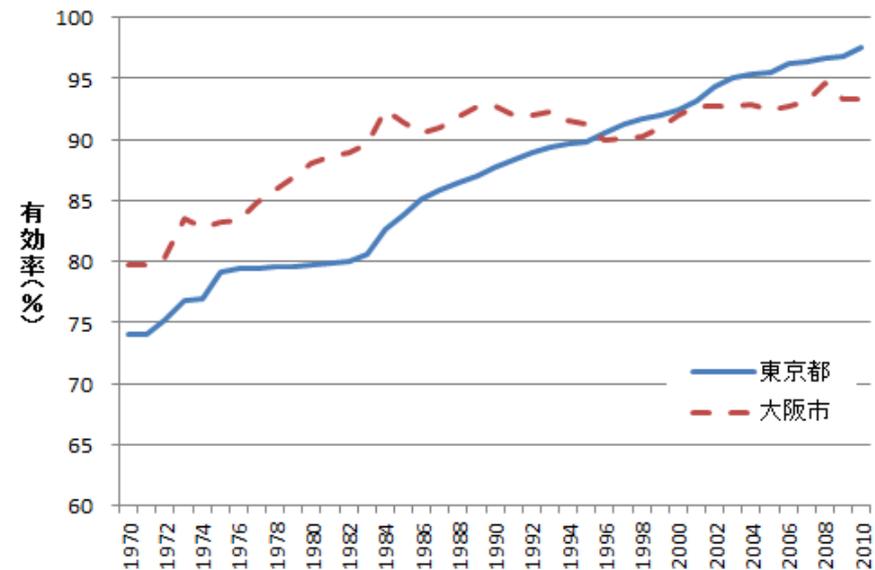


図5 有効率の推移(1970-2010)



[出典]東京都水道局『事業年報』、大阪市水道局『水道局事業年報』により作成。

料金政策に関する東京都水道局の対応

- 1956年、資本的収支不足額の料金原価算入を都議会に提案し、認められた(小原隆吉.1965『水道料金の理論と実際』)。
- 1956年料金改定時の附帯決議→「臨時東京水道料金及び下水道料金制度調査会」(料金制度調査会)を設置, 水道料金の原価構成・料金体系の答申⇒主に現役世代の給水サービス向上のための資本的支出である配水小管布設や一部の企業債償還金を原価算入することが認められることとなった(小原1965)。
- 「実体資本維持説」⇒水道事業会計の目的は、名目資本維持ではなく、実体資本(サービス給付能力)維持であるとし、擬似株主である利用者＝都民は、水道施設の維持を求めているとする考え方(小松秀雄.1981『水道財政と料金』)
 - 「水道事業には、特定の出資者としての株主は存在しない。水道事業の株主は、当該事業を経営する地方公共団体を構成する全市民であり、しかも、市民は、個々に、水道事業に対し特別の持分権を持っているわけではない。したがって、水道事業の株主としての市民の関心は、単に、出資額等が維持されているかどうか、ということではなく、水道サービスがどうであるか、そのために水道施設そのものが、いかに維持されているかということである。その意味で、水道事業においては、施設実体としての資本の維持が至上の課題とされている。」(小松元水道局長)

『水道料金算定要領』における事業報酬の変遷

表14 東京都水道局における制限給水等

	1979年版	1998年版	2008年版
資本費用	資本費用＝支払利息＋資産維持費	資本費用＝支払利息＋資産維持費	資本費用＝支払利息＋資産維持費
資産維持費	資産維持費＝企業債償還金＋減価償却不足額＋その他事業維持に必要な額	<p>資産維持費＝対象資産×資産維持率</p> <p>資産維持率＝平均的な自己資本構成比率×繰入率</p> <p>平均的な自己資本構成比率＝50%</p> <p>繰入率＝政府引き受け企業債利率の直近5か年平均の率を基準、一般産業の平均的な自己資本利益率によることもできる。</p>	<p>資産維持費＝対象資産×資産維持率</p> <p>資産維持率＝3%を標準</p> <p>ただし、計画的に自己資本を充実させるために設定される自己資本構成比率の目標値を達成するのに必要となる額を算入するのでもよい</p>

1980年代以降の料金・資金調達の転換

- 東京都では内部資金調達(自己資本造成費)により、起債充当率を低下させる料金・資金調達政策を採用した。

図6 東京都水道事業の自己資本造成費(決算値)(1975-2006年)

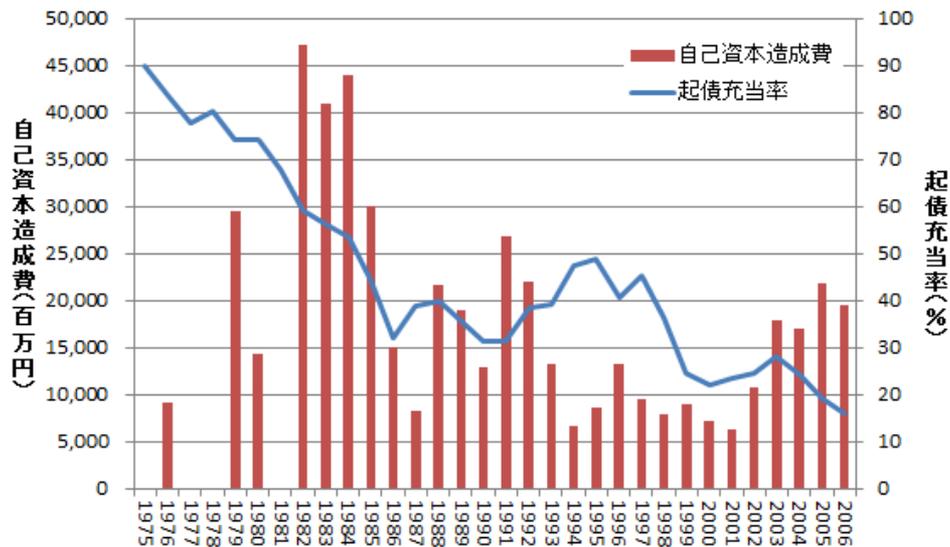
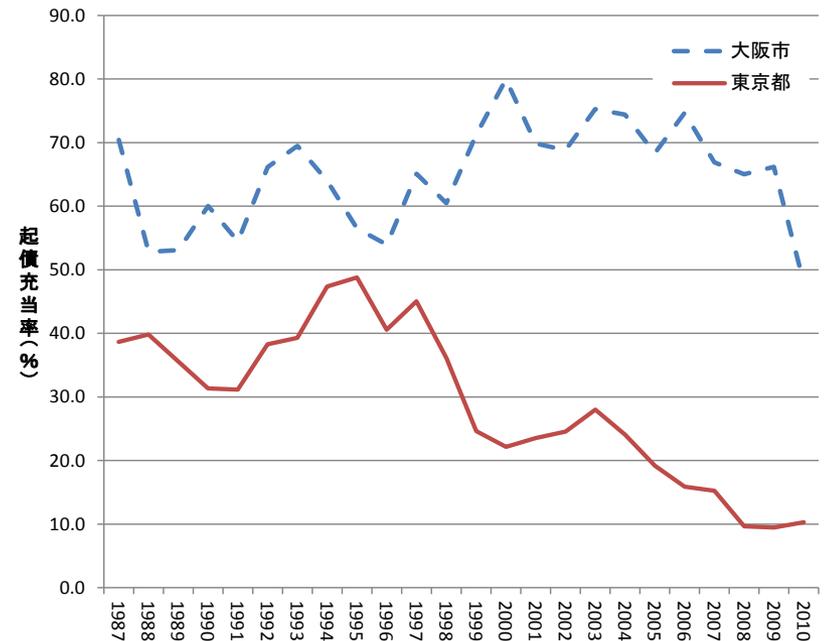


図7 東京都と大阪市の起債充当率(1987-2010)



[注]1994年以降は建設積立金への予定処分額である。

[出典]東京都水道局『事業年報』により作成。

表15 東京都水道事業の自己資本造成費平均額(1975-2006)
(百万円)

	第0期	第1期	第2期	第3期	第4期
	1975-1978	1979-1985	1986-1993	1994-1998	1999-2006
自己資本造成費	2,280	29,384	17,319	9,120	13,650

[注]1994年以降は建設積立金への予定処分額である。

[出典]東京都水道局『事業年報』により作成。

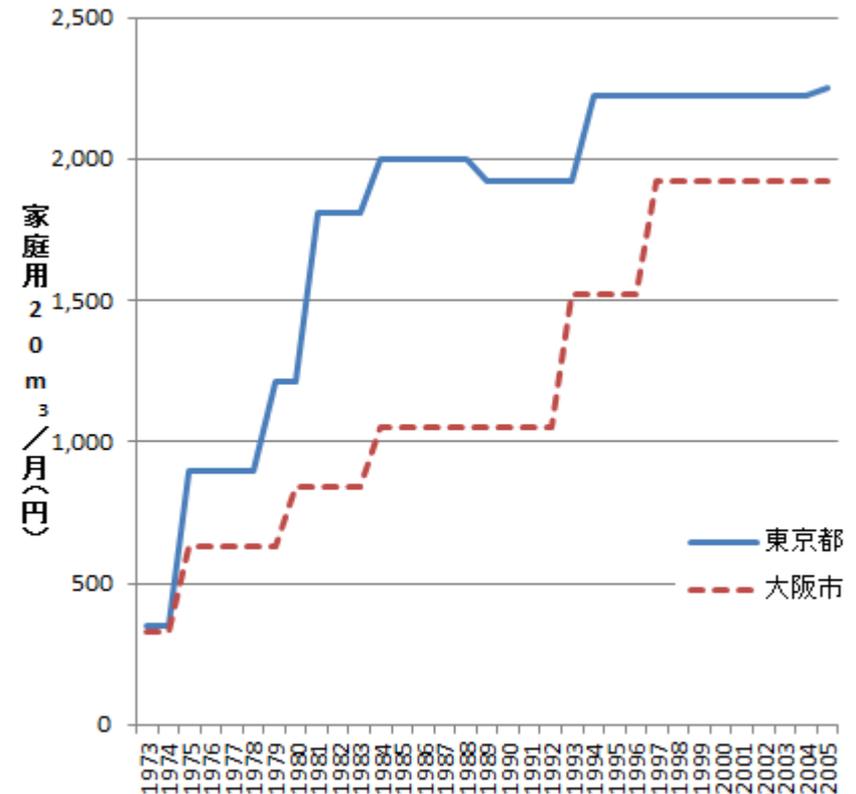
1980年代以降の料金・資金調達の転換

- 東京都(口径別料金体系)は1975年の159.57%の料金改定後、1979年、1981年、1984年と定期的に料金改定を行うことで、内部資金調達を可能としてきた。
- なお、1980年代の料金改定は逡増度を弱める形で実施された。家庭用料金は、この時期、大阪市の2倍弱となっていた。

表16 料金改定の経緯(1973-2005)

東京都			大阪市		
改定時期	改定率	家庭用20m ³ 価格	改定時期	改定率	家庭用20m ³ 価格
		350	1973	48.9%	330
1975	159.57%	900	1975	105.0%	630
1979	37.14%	1,210	1980	33.4%	840
1981	46.8%	1,810	1984	25.6%	1,050
1984	10.5%	2,000	1992	3.0%	1,050
1989	-1.0%	1,918	1993	21.6%	1,520
1994	16.1%	2,220	1997	12.3%	1,920
1997	2.0%				
2005	-2.2%	2,250			

図8 家庭用20m³/月料金の推移



1980年代以降の料金・資金調達の転換

表17 料金減免制度(2000年代)

東京都		大阪市	
事項	減免額	事項	減免額
生活扶助	基本料金	生活保護世帯	基本料金
生活保護世帯(議会議決分)	基本料金		
児童扶養手当	基本料金	母子世帯(ひとり親世帯)	基本料金
特別児童扶養手当	基本料金	重度障害者世帯	基本料金
母子福祉年金等	基本料金		
		精神障害者世帯(1999～)	基本料金
		高齢者世帯(65歳以上)*17 万世帯(2013)	基本料金
公衆浴場(議会議決分)	15円×基本水量以上の使用 水量	社会福祉施設	料金の40%
社会福祉施設(議会議決分)	料金の10%		
用水型皮革関連企業(議会議決分)	100m ³ 超使用水量の料金の 20%		
めっき業(議会議決分)	150m ³ 超使用水量の料金の 10%		
		(*)用水型生活関連業種	全体の86.7%が原価以下とる のように料金を設定

1990年代以降の環境政策の展開

表18 東京都における再生可能エネルギー発電規模

	再生可能エネルギー発電規模 (累計) (kW)	太陽光	小水力
1994	70	70	-
1995	70	-	-
1996	70	-	-
1997	70	-	-
1998	223	153	-
1999	223	-	-
2000	1,623	-	1,400
2001	1,623	-	-
2002	1,623	-	-
2003	1,643	20	-
2004	3,618	1,880	95
2005	3,618	-	-
2006	6,898	3,280	-
2007	6,988	-	90
2008	6,988	-	-
2009	7,468	180	300
2010	7,548	80	-

(出所) 東京都水道局『事業概要(各年度版)』に基づき作成。

1990年代以降の環境政策の展開

表19 環境配慮の実績

東京都水道事業

	配水量1m ³ 当 り電力消費 量 (kwh/m ³)	再生可能 エネルギー 利用率	配水量1m ³ 当 たり二酸化 炭素排出量 (g・ CO ₂ /m ³)	浄水発生土 の有効利用 率
2000	0.50	0.026	168.3	50.2
2001	0.50	0.157	164.6	53.8
2002	0.50	0.176	189.3	66.0
2003	0.50	0.067	225.7	68.4
2004	0.50	0.047	200.6	61.6
2005	0.50	0.272	206.0	65.0
2006	0.52	0.304	208.1	80.1
2007	0.50	0.590	184.1	79.9
2008	0.50	0.600	219.7	73.8
2009	0.52	0.612	222.6	82.3
2010	0.51	1.463	214.6	98.1

大阪市水道事業

	配水量1m ³ 当 り電力消費 量 (kwh/m ³)	再生可能 エネルギー 利用率	配水量1m ³ 当 たり二酸化 炭素排出量 (g・ CO ₂ /m ³)	浄水発生土 の有効利用 率
1993	0.30	-	84.0	27.0
1998	0.37	-	103.0	55.8
2003	0.46	0.068	118.0	43.3
2004	0.47	0.350	122.0	45.0
2008	0.46	1.100	166.0	57.2
2009	0.47	1.000	165.0	55.2
2010	0.47	1.100	139.0	42.9
2011	0.46	1.300	143.0	66.7
2012	0.46	1.200	205.0	99.6
2013	0.45	1.200	230.0	100.0
2014	0.46	1.200	241.0	100.0

(出所) 東京都水道局「水道事業ガイドライン(業務指標)試算結果一覧」『東京水道経営プラン2007』『東京水道経営プラン2010』『東京水道経営プラン2013』『東京水道経営プラン2016』に基づき作成。

(出所) 大阪市水道局「水道事業ガイドライン」業務指標の試算結果と解説(平成18年2月)、大阪市水道局「水道事業ガイドライン」業務指標の算出結果と解説(平成26年3月)に基づき作成。

(注) 排出量の変動は、二酸化炭素排出係数の変動が大きく影響している。

地方公営企業法の枠組み

- 地方公営企業法は、独立採算制と直営方式(財政的・組織的な「内部的自立」)を主な内容とする。昭和27年の制定後、昭和41年の改正により経費負担区分付きの独立採算制へ。
- 昭和27年→財政的に自立した大規模な公益事業に限定
- 適用範囲の拡大→小規模な公益事業＋公益事業以外の公企業

表20 地方公営企業法の基本枠組みの形成

事 項	制定当初(昭和27年)	昭和41年改正、等
適 用 範 囲	○限定的(水道、軌道、自動車運送、地方鉄道、電気、ガスのうち常時雇用職員数が一定以上[水道=50人以上])	○適用範囲拡大(水道(簡易水道を除く)、工業用水道、軌道、自動車運送、地方鉄道、電気、ガスに全部適用。病院は一部適用)
独 立 採 算 制	○発生主義を前提とする独立採算制 ○一般会計又は他の特別会計からの繰入金の規定あり(繰戻すことが原則とされたが、繰戻さないことも可)	○発生主義、経費負担区分を前提とする独立採算制 ○補助(「災害復旧その他特別の理由により必要がある場合」、出資、長期貸付の規定あり)
料 金 制 度	○収支均衡(資金ベース)	○総括原価方式(適正原価＋健全な運営確保)
経 営 形 態	○直接経営方式(独自の法人格を持たない)	○直接経営方式(独自の法人格を持たない) ○広域的経営の特例(一部事務組合の特例) ○公共企業体の創設(法は未制定)
管 理 者	○一般職の管理者(吏員から選任) ○3年以内の転職制限による任期保障 ○議会の同意は不要 ○比較的広範な権限(自己の権限としての執行) ○首長による一般的指揮監督	○特別職の管理者(民間登用も可) ○議会の同意は不要 ○比較的広範な権限(予算原案・議案作成も明記) ○首長による一般的指揮監督の排除

[出典] 各種文献に基づき作成。

地方公営企業の範囲

①地方公営企業法当然適用の公営企業

【全ての規定】

- ・水道事業
- ・工業用水道事業
- ・軌道事業
- ・自動車運送事業
- ・鉄道事業
- ・電気事業
- ・ガス事業

【財務規定のみ】

- ・病院事業

- ・公共下水道以外の下水道事業
- ・有料道路事業
- ・介護サービス事業
- ・駐車場整備事業
- ・発電(附帯事業)
- ・その他事業(法適用)

- ・その他事業(法非適用)
→飲料水供給事業／コミュニティープラント／その他(墓園, 産業廃棄物処理場／ケーブルテレビ)
- ・一般行政病院, 診療所
- ・公営競技

①以外の特別会計設置義務のある公営企業

(地方財政法6条, 地方財政法施行令46条)

- ・交通事業(船舶運航事業)
- ・電気事業(電気事業法に規定するもの以外)
- ・簡易水道事業
- ・市場事業
- ・と畜場事業
- ・公共下水道事業
- ・観光施設事業
- ・港湾施設事業(港湾施設機能のみ)
- ・宅地造成事業

公営企業決算統計対象の公営企業

公営企業債を発行する事業